

令和 8 年度青森県指定障害福祉サービス事業者等指導要領

第 1 目的

この要領は、青森県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱（平成 16 年 6 月 22 日制定）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う指導に関して、必要な事項を定める。

第 2 指導事項

運営指導及び集団指導における指導事項は、次に掲げる事項とする。

1 人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する事項

指定障害福祉サービス事業者にあつては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）、指定障害者支援施設にあつては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）、指定一般相談支援事業者にあつては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）、指定障害児通所支援事業者にあつては「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）及び各基準に係る解釈通知等に基づく事項とする。

2 自立支援給付及び障害児通所給付に係る費用の請求に関する事項

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設にあつては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）、指定一般相談支援事業者にあつては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）、指定障害児通所支援事業者にあつては「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）及び各基準に係る留意事項通知等に基づく事項

3 その他必要な事項

第 3 指導対象の選定

指導はすべての指定障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導の実施形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

1 運営指導

- (1) すべての指定障害福祉サービス事業者等について、原則として 3 年に 1 回対象とする。
- (2) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援センターに限る。）及び指定障害児入所施設については原則として年に 1 回対象とする。ただし、前年度の運営指導において適正な運営が確保されていることが確認できた場合は、当該年度の対象としない

ことができる。

- (3) 前年度運営指導を実施した指定障害福祉サービス事業者等のうち、引き続き運営指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等を対象とする。
- (4) その他特に指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等を対象とする。

2 集団指導

すべての指定障害福祉サービス事業者等を対象とする。

第4 指導方法等

1 運営指導

(1) 指導通知

指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の1か月前までに次に掲げる事項を文書により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

また、運営指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

ア 運営指導の根拠規定

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

(2) 指導方法

運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、指定障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

ア 運営指導の確認項目等

運営指導は、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日付け障発0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙「主眼事項及び着眼点等」及び「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成26年3月28日付け障発0328第4号厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知）別紙「主眼事項及び着眼点等」（非常災害対策の非常災害には火災だけではなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。）に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

また、原則として、「主眼事項及び着眼点等」における下線を付した項目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとするとともに、「標準確認文書」で確認することを原則とする。

なお、運営指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断す

る場合は、「標準確認項目」及び「標準確認文書」に限定せず、必要な文書を徴し確認するものとする。

イ 運営指導における文書の効率的活用等

運営指導において確認する文書は、原則として運営指導の前年度から直近の実績に係る書類とするとともに、利用者の記録等の確認は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、県が既に保有している文書については、再提出を求めず、県内部での共有を図ることを原則とする。

特に①内容の重複防止（(a)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等）や、②既提出文書（指定申請等で提出済の内容変更のない書類等）の再提出不要の取扱いに留意するものとする。

さらに、ICTで書類を管理している障害福祉サービス事業者等に対する運営指導においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、障害福祉サービス事業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

ウ 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣の障害福祉サービス事業者等に対する運営指導については、適宜事業者の状況等も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより、効率化を図るものとする。

エ 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

法に関連する法律に基づく指導監査等との合同実施については、実施機関の担当部門間で調整を行い、適宜事業者の状況等も勘案の上、同日又は連続した日程で行うこととする。

オ 運営指導の所要時間の短縮

運営指導の所要時間については、効率化等に資する前記指導方法を踏まえることで一の障害福祉サービス事業者等当たり所要時間をできる限り短縮するとともに、1日で複数の障害福祉サービス事業者等の運営指導を行う等、障害福祉サービス事業者等及び実施機関双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図るものとする。

(3) 指導結果の通知

運営指導の結果については、後日文書により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知を行う。

(4) 改善報告書の提出

改善を要すると認められた事項について、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、文書で指摘した事項については、指導結果を通知した日から起算して1か月以内に、改善報告書の提出を求める。

2 集団指導

(1) 指導通知

あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

(2) 指導方法

自立支援給付に係る障害福祉サービス等及び障害児通所給付に係る障害児通所支援事業の取扱い、自立支援給付及び障害児通所給付に係る費用の請求の内容、制

度改正内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

第5 指導後の措置

1 再度の運営指導

運営指導の結果、指導した事項について改善が不十分であると認められる等必要な場合は、再度運営指導を行う。

2 監査への変更

運営指導の結果、青森県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱（平成16年6月22日制定。以下「監査要綱」という。）に定める監査対象となる指定障害福祉サービス事業者等の選定基準に該当すると判断した場合は、後日、速やかに監査を行う。

なお、運営指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査要綱に定めるところにより監査を行うことができる。

- （1）著しい運営基準違反が確認され、利用者若しくは入所者又は障害児の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- （2）自立支援給付又は障害児通所給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

第6 情報提供

指導結果の内容について、必要に応じ、指導を実施した指定障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して情報提供を行う。

第7 関係機関等との連携

指導の実施に当たり、必要がある場合は、関係機関等と協議の上、連携して行う。

また、市町村が指導を実施する際、指導の実施に関して相談があった場合は、必要な助言を行う。

第8 指導による指摘に伴う自立支援給付又は障害児通所給付に係る費用の自主返還措置

- 1 運営指導において、自立支援給付に係る障害福祉サービス等若しくは障害児通所給付に係る障害児通所支援事業の取扱い又は自立支援給付若しくは障害児通所給付に係る費用の請求の内容に関し不当な事実を確認したときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、指摘事項に係る自主点検の指示を行う。この場合、指摘事項について、全利用者に係る介護給付費・訓練等給付費等明細書又は全障害児に係る障害児通所給付費・入所給付費等明細書等関係書類を対象に、原則として過去5年間について自主点検させ、その結果を県に対して報告させるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。自主返還の方法については、指定障害福祉サービス事業者等と市町村の間で協議するよう指導するものとする。
- 2 指定障害福祉サービス事業者等に対して自主返還の指示を行ったときは、障がい福祉課に当該指定障害福祉サービス事業者等の名称、返還金額等必要な事項を報告する。
- 3 指定障害福祉サービス事業者等が不当請求分に係る自主返還を完了したときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対して返還の内容及び返還金額等について報告を求める。

なお、一定期間を経過しても返還が行われない場合は、速やかに当該指定障害福祉

サービス事業者等に対して監査を実施する。